

『住民と自治』(通巻665号)9月号付録 2018年9月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第188号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノどんぐり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

〇TPP・FTA、自由貿易協定でどうなる日本の食と農業(下) 小倉正行 ----- 5



7月21日～23日、第60回自治体学校 in 福岡が開催されました。西日本豪雨の直後ということもあり、西日本の参加予定者からのキャンセルもあったようですが、全国から約850名の自治体職員、議員、研究者等が参加し、熱心に学びあいました。栃木県からは11名の会員が参加しました。初参加の田部明男壬生町議に参加しての感想をレポートしていただきました。

第60回自治体学校 in 福岡に参加して

田部明男(壬生町議)



歓迎行事で太鼓をたたく若者たち。勇壮な響きに、元気が出ました

■ 参加を決意した動機

私は、「自治体学校」という名前を聞いたことはあるものの、参加するのは今回が初めてです。案内のパンフレットを見ると、

「介護保険」や「地域医療」、「地域循環型経済」など、今年3月に初めて町議会議員になった私にとって、学んでおきたいと思う講座が並んでいました。

「同じ町議会議員をやるのなら、少しでも自分の町の可能性や抱えている問題点を知りたい、解決の方向を知りたい、違う視点を得るヒントが欲しい…」と、1年生議員なのに分不相応の大それた願望がわき起こってきました。

そこで、「悩むより、まず飛び込んでみよう」と参加を申し込みました。分科会は、県がいま、我が壬生町と栃木市、下野市に思川開発の水を買わせようとしていること

から、第10分科会の「公共の福祉からの変質をねらう水道法改正」を選びました。

今年の開催地は、福岡県福岡市。後で聞

いて知ったことですが、「関門海峡を渡って九州で開くのは初めて」とのことでした。

■ 初日 「地域・暮らしに憲法をいかす」と題して記念シンポジウム

……リレートークにみる地域や暮らしと憲法

初日の21日、全体会では歓迎行事の後、記念シンポジウムが開かれました。「地域・暮らしに憲法をいかす」と題して開かれた記念シンポジウムは2部に分かれ、第1部はリレートーク。第2部は特別対談でした。

同シンポジウムのコーディネーターは九州大学名誉教授の石川捷治氏。石川氏は、第2部で、岡山県真庭市長の太田昇氏と対談しました。

第1部のリレートークでは、「学校給食から見た子どもの貧困」（北九州市）や「社会保障、とりわけ生活保護を本当の権利にするためには」（生活と健康を守る会）、「沖縄のいま…平和・環境・人権…憲法と自治の活きる島をめざして」（台風のため、本人参加が間に合わずに代読）、「引揚の歴史をとおして平和を考える」（引揚港・博多を考える集い）の4テーマが次々と話されました。

・困難でも、住民に寄り添って苦闘する姿に共感

「学校給食…」でも「社会保障…」でも、現場でそれぞれの課題に取り組んでいるリアルな話を聞くことができ、単に報告文書を読むだけでは得られない（と思える）生々しい感覚が分かりました。「実際に取り組んでみると、一直線に解決に向かうというより、手さぐりで紆余曲折もあり、悩みながら進んでいくんだろうなあ…」などと感じながら、報告を聞きました。

特に「生活が困難になった時、生活保護を受けるのは当たり前。それは“施し”ではなく、社会保障であり“権利”なのだ

という意識が、外国に比べて日本は極端に低い」などの報告を聞いた時には、やはりショックでした。

いま、安倍内閣が、応援団的なマスコミの力も借りて、貧困の真の理由は覆い隠しながら、“自己責任”論だけを国民に押しつけようとしているだけに（それにしても、安倍内閣自身はいっこうに自分の責任を取ろうとはしていませんが…）、憲法に保障された国民の権利をきちんと守っていくこと、「国民に権利があるんだ」ということを広く知らせていくことが、大切だと痛感しました。

・地方自治を発揮し、“逆転の発想”で…特別対談

太田昇真庭市長は、元京都府の副知事。コーディネーターの石川捷治九州大学名誉教授が「真庭氏の基本戦略は？」と問いかけると、「幸せには、さまざまな価値観があります。市政はその条件整備。解決すべき課題を、“逆転の発想”で乗り越えようと思っています。地域自治を発揮して…」などと答えていました。

一方で、議員にたいする要望として、「もっといろいろ、やれることがあるはず。もう少し本音で住民と対話を」と言われたときには、「我が身はどうか？」と、振り返って聞きました。

・地域の特性を生かした地域作りこそ地方自治の醍醐味

太田市長が紹介するさまざまな真庭市の施策を聞きながら、「全国一律の“地域おこしマニュアル”に沿った取り組みではなく、

地域の特性を生かした取り組みが、真庭市を生き生きとさせているようだ」と感じました。そして、「ひょっとして、憲法が示す地方自治を具体化するって、たとえばこんなことかなあ」と、想像しながら聞いていました。

そして石川氏が「人口争奪ゲームではなく、内発的力で発展している自治体があるんだと発見した」と感慨深げに語ると、太

田市長は「厳しいけれど、やれますよ。人口減少や高齢化は、バランス取れた都市をつくるチャンス」と応答。その言葉に、「将来にたいして“やせ我慢”ではなく、地方の小都市でも、やりようによって大きな可能性があるという自負を持っている」と感じました。そして私が暮らす壬生町でも、大いに参考にできると感じました。

■ 2日目 水道民営化のカラクリを学ぶ、分科会に参加して

2日目の分科会は、前述のように「公共の福祉からの変質をねらう水道法改正」に参加しました。

最初に、水問題に取り組む八王子合同法律事務所の尾林芳匡弁護士が講演。尾林氏が冒頭、憲法第 25 条 2 項をひいて、「きれいな水、豊富な水、安い水を供給することは、国の責任です。国には、すべての地域で水道を供給する責任があります」と訴えたのが、印象的でした。

そして、水道民営化のカラクリが、労働者を正規雇用から派遣や非正規に換えて人件費を抑制することにあり、PFIなどの手法で民営化されると、重要事項が“企業秘密”を楯に、行政や住民に閉ざされるなどの問題点があることを学びました。

・参加小話

ところで、町議会議員になって4カ月。ときたま、アルファベットの略号やカタカナに戸惑います。「ゆくゆくは、慣れないといけないのかなあ」とは思いつつも、困っています。

ところが、講演のなかで尾林弁護士が「PFIやPPPなど英語や略語、分からない言葉が使われたときは要注意！」とおっしゃった時には、こころのなかで「私だけじゃないんだ！」と快哉を叫びました。

分からないことをそのままにせず、きちんと聞く…。以前、記者になりたてのころ、

「分からないことが恥なのではなく、分からないこと放っておくことが恥ずかしいのだ」と教わったことは、今も生きていると感じました。

・各地の取り組みを報告し、パネルディスカッション

講演の後、佐世保市、浜松市、北九州市、丸亀市など、各地の参加者が、それぞれのように報告。各地で水道事業を民営化しようという企みがすすめられようとしていることを知るとともに、英国でも水道民営化が破綻し、フランスのアルプス地方など、世界の趨（すう）勢は“再公営化”だということ（特別報告）を聞きました。

パネルディスカッションでは、尾林弁護士や各地の報告者が「ひと」、「もの」、「金」の各側面から水道事業民営化を分析。民営化では、「水道事業を担う人を育てることはできず」、「管路更新を何でも一律40年と規定し、事業を過大に見積もるのはおかしい」、「生存権を保障するための財源確保は国の責任」などと報告しました。

分科会の内容を、水道民営化の狙いからやり方、各地の実態と聞いてきたので、「なるほど、やっぱりそうか。民間でできないから公営でやるしかないんだ」と、素直に納得。憲法に保障された生存権として、水道を守ることの重要性を改めて感じました。

■ 3日目 特別講演を聞いて

3日目はふたたび全体会を開き、久留米第1法律事務所の馬奈木昭雄弁護士が「くらしの現場で国民主権をまもろう」と題して特別講演をおこないました。

馬奈木弁護士は、諫早訴訟などに取り組む弁護士。諫早の水門開放をめぐる訴訟なども例にあげながら、「安倍内閣は『法治国家とは、国家が法をもって国民を治めること』と考えているが、私たちはまったく逆だと考えています。権利は国がつくって国民に与えたものではなく、長年のたたかいによって勝ち取ったものです」と訴えた言葉は、ずしんと腹の底に響いたこちでした。

そして、川辺川ダム訴訟が成功したこと

を例にあげ、住民が自治体職員と力を合わせる大切さを強調しながら、「全国でも同じ立場で取り組めば、国の政策を変えることができます」とのべて、参加者を励ました。

<付記> 7月30日、特別講演を聞いた馬奈木昭雄弁護士を、テレビで見ました。裁判の確定判決にもかかわらず、水門開放をサボっている国の姿勢にたいし、福岡高裁が追認した不当判決の報道です。庶民の生活の場で国民主権を守ろうとがんばっている馬奈木弁護士の姿に、講演が言葉だけでなく行動となって表れていることを、しっかりと見ました。

■ 積極的に参加を

2泊3日の、中身の濃い、充実した学校でした。

全日程を終えて、改めて感じることは、議員や自治体労働者、地方自治や自治体研究者だけでなく、「できるだけ多くの町民・国民に参加してほしい」ということです。

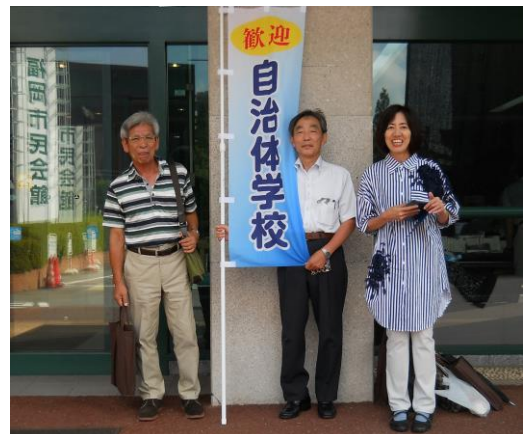
いま、多くの課題や問題、関心事が地方の場で進んでいます。そして、多くの解決のカギが、その地域に住む住民の話し合いや討論、共同にかかっているように思います。

そうした住民自治、下からの民主主義を支え、学ぶ場として、絶好の機会の一つが自治体学校だと実感しています。「みんなが先生、みんなが生徒」というスローガンが、いま素直にうなずけます。

私は、どれだけ理解でき、どれだけ体得したかということより、“どれだけ一緒に考えようとしたか”がまず第1歩だと自分に

言い聞かせています。

私に自治体学校参加を誘ってくださった先輩議員、現地や栃木で参加するためにお世話になったとちぎ地域・自治研究所の皆さんに心から感謝しつつ、感想文を閉じることといたします。(7月31日、たなべ記)



一緒に会場に向かった京都府木津川市議団の人たち。木津川には私の先輩が住んでいます

TPP・FTA、自由貿易協定でどうなる日本の食と農業(下)

小倉正行 (フリーライター)

目次

- (1) 食料自給率38%日本の輸入食料依存度の実態 (2016年)
- (2) 激流の食と農をめぐる情勢 (以上、前号)
- (3) TPP11と日米FTA (以下、本号)
- (4) 国連「家族農業の10年間」

(3) TPP11と日米FTA

● 今回の「包括的及び前進的な環太平洋パートナーシップ協定」(CPTTP)は、わずか7条で構成されている貿易協定

いよいよ本日の本題であるTPPに話を進めていきたいと思えます。今回のTPP11、正式にいうと「包括的及び前進的な環太平洋パートナーシップ協定」、略称でCPTTPといいます。これが今国会で審議されています。衆議院は通過しまして今参議院段階で審議されています。会期末が6月20日ということでこのままでは廃案かなと思っていましたが、会期延長ということで執念深いなと思っています。(※6月29日参議院も通過)

このTPP11についていうと、元々TPPがありまして、そこからアメリカが離脱してアメリカを抜いた部分でTPPを作りましょうということで話が進んだのがTPP11なんです。これは6か国が批准をすると成立するという形になっているものですから、日本としては何としても批准しないと体面が保てないということで、釈迦力になってほとんど審議なしで衆議院の方は通過されてしまったというとんでもない状態に今なっています。

このTPP11の条文は一体どういうものなのかというと、わずか7条で構成されています。第1条がTPP協定の組込み、

要するにTPP協定を引き継ぎますよという条文です。第2条は、特定の規定の適用の停止、第3条が効力発生、第4条が脱退、第5条が加入、この加入というのは癖ものですが、第6条が本協定の見直し、これも問題があります。第7条は正文です。

このTPP11の合意協定が条文としてまとまる過程というのは非常に大変な問題が含まれているわけです。TPP11の審議がなされたのはアメリカが脱退してから去年の2月以降ですが、TPP自身は元々アメリカが関与することが前提としての協定なんです。例えば乳製品とか牛肉なんかの輸入割り当ての数値というのはアメリカが入っていることを前提としてのものなんです。これがアメリカが抜けてしまったものだから、日本としては当然その割当数量を当然減らすべきなんです。そのまま残したままいくと、仮にアメリカが後で入ると、或いは日米FTAにしようということになると、アメリカが抜けた分の割り当てがそのままTPP11に残って、それを他の国が使ってしまう可能性があるわけです。それにプラスして日米FTAという形になると、これはもう日本の農家は踏んだ

り蹴ったりということになるわけです。だから日本がこのTPP11の協定の審議をする過程の中でその割当数量を修正する、或いはセーフガード規定の見直しをすることをするべきだったんです。当然これは農林水産省の関係者もすべきだということ

● 協定見直し規定（第6条）

この中で安倍内閣は一体どういうことを主張しているかということ、輸入枠とかセーフガード規定の見直しについては、TPP11発効後やりましょうということを行っています。これが先程言いました協定の第6条の本協定の見直し規定なんです。規定はあるんですが、その規定のやり方、どうしたら協定の見直しができるのかという手順は全く定められていないんです。だから仮にTPP11が発効して、その後にアメリカとの日米FTAになると、輸入割当数量はこの協定見直し規定でやらない限りそ

● 協定加入規定（第5条）

もう一つの大きな問題は、TPP11協定の中の第5条、加入規定を設けていることです。TPP自身は加入規定はなかったんですが、TPP11では加入規定が設けられました。要するに入りたいという国があれば入れてあげるという規定です。既にタイ或いは台湾、フィリピンなどが参加を検討しているという状態になっています。これについては、先程野菜の問題について述べましたけれども、大きな問題になりうるんです。TPP11自身は野菜の関税率はゼロになりますので、例えば台湾で見ますと、現状でも野菜の輸出額の67%が日本向けです。主な輸出野菜は枝豆とかショウガ、レタス、竹の子なんかもそうです。また、タイは一番熱心に日本に加入の申し入れをしています。日本とタイは既にFTAを結んでいます。FTAがあるにもか

とをずっと主張していました。しかし日本はそれをしなかったんです。それを残したままTPP11を妥結してしまったんです。ですからこのことについて、日本の農家は本当に大変な苦難に今直面しようとしているわけです。

のまま生き残るわけです。手順が決まっていない中で果して日本がいうとおりに協定の見直しができるかどうか、これが今甚だ疑問の状態になっているわけです。また逆にいうと、協定の見直し規定を入れたということは日米FTAがあり得るということ、これを前提としているというふうにも考えられます。ですからこのTPP11というのは非常にその点が曖昧模糊としたまま今批准されようとしているという点では、国会でも十分に審議をしていただきたいと思っています。

かわらずTPP11に入りたいというのは、日本とタイとのFTAよりも関税率が低いんです。例えば日本とタイのFTAでは、対日輸出主力品目の鳥肉と鳥肉調製品は、鶏肉が5年目に関税率8.5%、鶏肉調製品が5年目に3%としていますが関税撤廃の規定はありません。ところが、TPP11では11年目に関税撤廃になるわけです。そうするとタイがTPP11に入るとすると、日本に対する鳥肉と鳥肉調製品の輸出がさらに増える、価格も安くなるということで、日本の養鶏関係の方々にとっては大変深刻な中身になりうるわけです。その辺についてはあまり日本国内でもその危機感というのは伝わっていないんですが、これは非常に重要な問題だと思います。仮にタイがTPP11に入ったとして、日本国内で批准作業があるかということ、それはおそ

らくないんだろうと思います。自動的に入ってしまうということになると思います。TPP11に入ってしまうえばどんどんどんどん加入する国が増えてくるということになるわけです。

フィリピンも日比FTAを結んでいるんですが、フィリピンの関心費目であるバナ

● TPP11の経済効果と農林水産物の生産額への影響試算

ではこのTPP11について、いわゆる経済効果は一体どうなるのかということについても見ていきたいと思ひます。

経済効果について政府側は、「実質GDP水準は、TPP11がない場合に比べて約1.49%の増加となる。2016年度の実質GDP水準で換算すると、約7.8兆円の押し上げになる。」といひています。果たしてしてそうなのかということだす。この政府側の試算に対してこれは去年の8月頃に発表されたんですが、帝国データバンクが全国の企業2万3927社を対象として「TPP11に関する企業の意識調査」（2017年7月14日）といひのをやりました。それによると、TPP11が自社の業界に必要性があると答えた企業はわずか22.5%、約4分の1でした。必要性がないと答えた企業が32.6%ということだす。3分の1にも及んでいました。といひうことで、この経済効果が果たしてこれだけ出ることだすのかということだすのは甚だ疑問だす。

今国会の審議になつていひる農林水産物の

● TPP11の食の安全への脅威

もう一つ、TPP11の問題で見逃せないのは食の安全への脅威だす。一番のポイントは、TPP協定で初めて定められた48時間通関制度だす。今まで日本がいろいろな貿易協定を結びました。WTOや各種FTAも結びました。ところが、その協定の中には通関48時間制といひるのは入ってい

は今最終関税が8%から18%になつていひるわけだす。これもTPP11では11年目に関税撤廃だすから、これもフィリピンのバナナが今でも入つていひますが、更に安い価格で市場に出回ることだすことになるわけだす。この加入規定といひるのは大変な問題を含んでいひると思ひます。

生産額への影響試算について、政府側の答弁では「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策により引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産が維持されるものと見込む。」といひています。誰もこんなことは信じないのだす。先程輸入依存度のところで見つてきたように牛肉・オレンジの自由化で惨たんたる状態になつたわけだす。あの時も政府は6兆100億円の対策予算を組んだんですが、もの見事に生産地は壊滅の方向に向かつていひるわけだす。いくら対策を組んでもこういひうことが現実になつていひるわけだすから、その現実の実態からみると、TPP11によつて日本農業に本当に深刻な影響が出るだろうといひうことは、おそらく生産者の方々が一番よくご存知なんだろうと思ひます。消費者の方は政府側の答弁を主に見て、大したことはないやといひうふうになつていひる方も多かと思ひますが、そんな甘いものではないだろうといひうふうになつていひる。

なかつたんです。今回初めてTPP11で48時間通関制度が設定されるわけだす。これはどういひうことかといひうと、輸入されるものは48時間以内に通関しなさいといひうことを義務づけるものだす。

何が問題なのかといひうことだす。輸入食品の安全性といひうのは皆さんも非常に関心

が高いと思いますが、動植物検疫というのが一つあります。動物検疫というのは牛とか豚とか或いは馬とかが日本に輸入される場合、港の近くに留置して各種の検査をするわけです。ウイルスに汚染されていないかとか、病原菌を持ち込んでいないかとか、ちゃんとした健康体なのかどうかとかいうことを留置して検査するわけです。植物検疫というのは、輸入植物について日本では認められていない種子とか或いはウイルス感染がないかとかということを検査するわけです。それにプラスして食品衛生法に基づく検疫もあるわけです。これまでの輸入貨物の通関時間というのは2009年で92.5時間でした。当然なわけです。例えば輸入食品の検査一つ取ってみても、いわゆる冷凍豚肉の検査をしましょうと、その冷凍豚肉をまず金槌みたいなものでバラバラに崩します。これは大変な重労働です。その崩したものを今度は更に夾雑物（きょうざつぶつ）がないように何回も何回もセレクトしていくんです。最終的に夾雑物が無くなった段階で試験管に入れて、色剤なんかを合わせて検査機に入れます。これを前処理工程といいます。この前処理工程がもの凄く時間が掛かるんです。そして検査結果が出るまで1日間は掛かるということで、とてもこの48時間では検査結果が出ないということが歴然としているわけです。

48時間で出来ないものをやれと義務付けられたわけです。そうするとどこが問題になるかという、検査をしないということなんです。100の検査があると、1つの検査が仮に90時間掛かるとすると、100の検査をするのに掛ける90がグロスの時間になるわけです。それを48時間に

するためには100ある検査を50にしてグロス90にすると半分になるわけです。要するに検査をしないで入る率が高まってくるということが問題になるわけです。それで私たちの健康とか或いは動植物検疫で日本の農業が守れるのかということになるわけです。

今、日本の輸入食品の検査率はわずか8.4%です。今でさえ92%の輸入食品は無検査で入っています。これまたとんでもないんですが、国がやる検査というのは行政検査という検査です。この検査はモニタリング検査です。普通検疫の検査というのは検査結果が出るまでは止め置きなんです。ところが国がやっている検査は検疫検査ではなくてモニタリング検査です。要するにどれだけ輸入品が汚染されているのかという状況を調べようという検査なんです。だから、検査結果が出た時には、留め置きではないので流通してしまって、場合によっては私たちの胃袋の中ということもあるというのが今の国がやっている検査です。その検査率もどんどん下がってきているわけですが、それが今度の48時間通関制度で更に検査率が落ちることになると、輸入食品はほとんどノーゼロで入ってくるという可能性が非常に高くなるんです。

TPP加盟11カ国の輸入食品違反件数を調べてみると、全違反件数の約1割がベトナムからの輸入食品です。11か国で見ると全違反件数の14.7%を占めています。これらの国からの輸入がこれから更に急増し、なおかつ48時間通関制ということになりますと、本当に私たちの食の安全性が脅かされてくるというふうになることができると思います。

● 日米FTA

① 4月18日日米首脳会談

先程も言いましたようにTPP11プラス日米FTAというのは最悪のパターンです。ではこの日米FTAの可能性はないのかということについて見ると、つい先日の日米首脳会談でとんでもない話が約束されたんです。これは新聞報道もされていますが、トランプ大統領が日米首脳会談後の記者会見で、安倍総理は先程軍用機や航空機、それに農産物の数十億ドルを上回る米国製品を購入すると約束したということを喋っちゃったんです。それだけではなくて、今日米FTAの可能性がさらに強まってきているという状況になっているわけです。

② FFRの設置

4月18日の日米首脳会談の中で、茂木大臣とライトハイザー通商代表の間で「自由で公正かつ総合的な貿易取引のための協議」(通称「FFR」)をやるということで一致したことが明らかになっています。この後トランプ大統領は「米国は巨額の貿易赤字を日本に対して持っている。米国と日本の間で新しい協定を模索している。我が国が拒否出来ないような好条件が提示されない限りTPPには復帰しない。米国にとって2国間の貿易協定の方が望ましい。日本と一対一で交渉を行いたい。」と述べています。要するに米国としてはFFRというのは明らかに日米FTA交渉の位置付けというふうに見ることができるわけです。アメリカ財務長官も日本との新たな通商協議で「2国間の自由貿易協定復帰への締結を目指す」ということを具体的に言っているわけです。当然、アメリカのトランプ政権では秋の中間選挙が視野に入っておりまして、それまでに成果を出したいということで今回の日米首脳会談でこのFFRの会

合が7月に開かれるということが新たに決められたわけです。7月から入って中間選挙までには結論を出したいという段取りの世界になっています。

③ 通商拡大法232条による鉄鋼、アルミニウム、自動車関税25%導入の衝撃

日米FTAに対するアメリカ政府の本気度というのは、物凄いものがあるわけです。今日本からアメリカに輸出する鉄鋼とアルミニウムに対して、通商拡大法232条に基づいてそれぞれ25%と10%の追加関税が今掛けられているわけです。この通商拡大法232条というのはとんでもない条項で、アメリカの安全保障に障害をもたらすような輸入があった場合は関税をかけられるよという趣旨のものです。アメリカの安全保障に影響を与えるという名目であれば何でもできてしまうということです。これに対してEUも含めて今大反発をしているところです。G7でも大議論になったわけです。この追加関税について新たな貿易交渉に合意しない限り除外しないというスタンスをトランプ政権は持っておりまして、現に韓国に対しては適用除外です。韓国はアメリカとのFTA交渉の再交渉をするということを決めたわけです。日本についていって、日本が日米FTA交渉をするよと言わない限り鉄鋼とアルミニウムの追加関税は撤回されないという状態なわけです。トランプ氏は3月22日にこういうことを言っていました。「日本の安倍首相らはこんなに長い間アメリカをうまく騙せたなんて信じられないとほくそ笑んでいる」と、「そんな日々はもう終わりだ」というふうに伝えられているわけですが、安倍政権にするともう打つ手がないという状態になっているわけです。

さらに追い打ちをかけるように5月23日に先程の通商拡大法232条に基づいて現行の自動車の輸入関税2.5%を10倍の25%するための調査に入ることを決めたと伝えられました。本当にこれは日本経済の根幹を揺るがす措置なわけです。日本はいま米国に年間170万台の自動車を輸出しています。マツダは米国で年間30万台販売しているわけですが、アメリカ国内に生産拠点がありません。だから25%を掛けられたらマツダは倒産してしまいますよね。ほかにもアメリカに自動車の輸出しているメーカーは沢山あるわけです。

④ 国内から日米FTAの要求も

財界でも日米FTAを引き受けるべきだという声具体的に上がっておりまして、TPP11プラス日米FTAという最悪のシナリオが現実味を帯びているというふうにいえるだろうと思います。

(4) 国連「家族農業の10年間」

国連「家族農業の10年間」というのが昨年の12月20日、第72回国連総会で加盟国104か国の賛成で可決されました。これは2019年から2028年までの10年間です。国連が10年間の期間でこういった取り組みを行うというのは私は聞いたことがありません。これは2014年に「国際家族農業年」というのがあったんですが、これを10年間延長するということになるわけです。なぜ国連がこういうことを決めたのかということが非常に大きな意味を持っています。

● 世界の家族農業

世界全体の家族農家の推定数は少なくとも5億世帯以上といわれています。世界の農家の9割が家族経営の農家で、さらに家族農業は世界の農地利用においても大きな

昨日の日本経済新聞の社説ですが、日経という安倍首相と共同歩調を営んでいる新聞だと思っていたんですが、この社説は「残念ながら安倍首相はトランプ氏の保護貿易を封ずる姿勢が弱かったように見える。12日に開く初の米朝首脳会談で日本人拉致問題の解決を取上げてもらうため、貿易問題で刺激をするのを避けたのかもしれない。だがEUやカナダは米国の保護貿易を公然と非難し対抗策に動く。日本だけが米国の顔色をうかがいものを言えぬのでは悲しい。」と書いています。経済界もこのままでは日本は駄目になってしまう。安倍何とかしろよという事態に今なっているわけです。日米FTAになってしまったら、本当に日本農業は大きな打撃を受けることは明らかで、やっぱり今私たちが声を上げなければならないのではないかと思います。

割合を占め、世界の食料の約80%を生産しております。家族農業といっても様々なんですが、世界の農家の大半は小規模農家または超小規模農家です。世界の全農家の72%が1ha未満の農家が占めています。50haを超える農家はわずか1%です。この1%の家族経営の農家が世界の農地の60%を占有している状況です。

● なぜ「家族農業の10年間」なのか

なぜ国連は「家族農業の10年間」を決めたのかということが一番問題です。実は国連は2050年には世界の人口増に見合う食料生産が今のままではできないと、要するに食糧危機が起こるということを認識しているんです。世界的な飢餓もありうるの見通しを立てているんです。そして、それを解決するために、世界の農家の大半

を占める小規模農家または超小規模農家の家族農業を活性化させ、反収も増加させて、全人類的な食料の確保を遂げようとしていることなんです。

人口が増加するというのが一つネックがあるわけです。今世界の人口は2017年で75億人になろうとしています。これが国連は2050年に96億人になると推定しています。要するに今より21億人増えると、その分の食料生産が間に合えばいいわけですが、今の農業システムでは間に合わないというふうに見ているわけです。どういうふうに見ているかというと、農業の生産性はずっと今まで上がってきたんです。ところが、もうこれ以上上がらない、高止まりというふうに見ているわけです。それだけではなくて、異常気象の問題もありますし、水資源の枯渇もある、現にひどい状態になっているわけです。そうすると生産性はこれ以上上がらない、水資源は枯渇状態で、温暖化による異常気象が多発するなかで、2050年で食糧危機が回避できるのかと、出来ないだろうというのが国連の見立てなんです。どうしたらいいか、世界で圧倒的多数の家族経営を活性化させるしかないだろうということが国連の「家族農業の10年間」ということ的前提なんです。要するに危機感なんです。

「家族農業の10年間」というのは、いろんな方がこの問題を取上げられています。受け止め方は沢山ありまして、家族農業は大切だねと、やっぱり守ろうよと、日本の農業政策も転換すべきじゃないかと、どれもおっしゃるとおりです。ただ、前提として2050年の世界的な食糧危機ということを考えないと、この国連の危機感とは伝わってこないんです。今まさに私たちはそういう時代に直面しつつあるんだと

いうことを十分見る必要があるだろうと思います。

● 食料自給率38%の日本にとっての「家族農業の10年」の意味

そういった中で、この「家族農業の10年間」というのは日本にとって大きな意味を持っているわけです。食料自給率38%の日本にとっていえば、2050年の食糧危機を迎えたときに日本国民が生きていけるのかということです。全世界で食料の争奪戦が行われるわけです。日本は食料自給率が38%のままでその争奪戦に勝てるのかと、それは本当に心配な状態です。だったら日本が真っ先に食料自給率を引き上げる対策に打って出なければならぬはずなんだろうと思います。それだけの危機感があれば日本政府は立ち上がるべきなんです。ところが、日本政府はその危機感が全くありません。なおかつ家族農業は世界の食糧安全保障にとって重要だけれども、発展の阻害要因とみなされているんです。これは国連の言い方なんですけれども、まさに日本政府は日本の家族経営を発展の阻害要因というふうに見ているわけです。これは日本農業新聞の主張ですが「TPPやEPAといったハイレベルな自由貿易を進める日本には競争力強化の名のもとで農業の規模拡大、効率化路線を強めていく。だがその単線だけで十分か」「家族農業を営む生産者にも目を向けるべきだ」「次代に継続可能な食と農を引き継ぐため懐の深い農政が求められている」といっています。かなり慎重ないい方ですが、要するに今の農政では駄目だよということをオブラートに包んで言っているわけです。本当に国連の危機感と食料自給率38%の日本の現状という中でこの「家族農業の10年間」の意味は本当に重いと思います。来年から始

まるわけで、国連の危機感をバックに日本の食料自給率を引き上げる、それを支える日本農業を作り上げていくという国民的課題に正面から取組もうではありませんか。

(本稿は、当日の講演録を基に事務局が編集した原稿に講演者が修正を加えて作成したものです。文責は事務局にあります。)

◆ 書籍の注文は、事務局までメール又はFAX(0282-83-5060)で
自治体研究社の新刊本

水道の民営化・ 広域化を考える

尾林芳匡・渡辺卓也編著

定価(本体1700円+税)

老朽化、料金6割上昇、人口減に維持困難……、これらは水道について語られる言説だ。国は水道法改正を視野に入れ、民営化と広域化を推し進め、この危機を乗り越えようとしている。しかし、この方向は正しいのか。すでに、各地で始まっている民営化と広域化の動きを検証して、「いのちの水」をどう守っていくのか多角的に考える。

目次より 香川県●県主導の水道広域化の矛盾
宮城県●水道事業へのコンセッション導入の問題点
浜松市●下水道処理場のコンセッション化問題
京都府●簡易水道と上水道の統合
奈良県●奈良市中山間地域の上下水道のコンセッション計画
埼玉県●秩父郡小鹿野町民の水源・浄水場を守る運動
大阪市●市民が止めた水道民営化



自治体研究社 当社の書籍は、ホームページからも購入できます <http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp

基地と財政

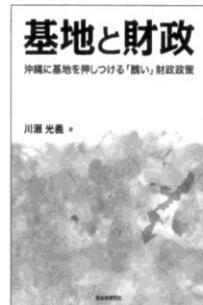
川瀬光義著

沖縄に基地を押しつける「醜い」財政政策

「日本人は醜い—沖縄に関して、私はこう断言することができる」(大田昌秀『醜い日本人』)。基地問題は「沖縄問題」ではない、日本問題である。それなのに、基地は不条理に沖縄に押しつけられてきた。そしてまた、普天間飛行場返還の見返りに、辺野古新基地が要求されているのだ。日本政府はその同意を得るために、沖縄に対して財政政策を講じてきた。その詳細を分析して、まさに「醜い」財政政策の実態を明らかにする。

定価(本体1600円+税)

序章●本書の課題/第1章●米軍基地を維持するための財政負担/第2章●在日米軍基地と沖縄/第3章●基地の財政「効果」/第4章●新基地押しつけのための財政政策/第5章●沖縄振興予算について/終章●基地は自治体財政充実の阻害要因



自治体研究社 当社の書籍は、ホームページからも購入できます <http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp